

# 山陰中央新報社著作物使用申込書(放送用)

山陰中央新報社宛

西暦 年 月 日

住 所 〒

法 人 名

使用責任者

(印)

申込担当者

電 話

F A X

貴社の著作物を下記の通り使用させていただきたいので、許諾をお願いいたします。使用にあたっては貴社の指示、以下の順守事項に誠意をもって従います。

使用を希望する著作物	<input type="checkbox"/> 本紙 <input type="checkbox"/> 週刊さんいん学聞 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 出版物 <input type="checkbox"/> 山陰経済ウイークリー 西暦 年 月 日 掲載・発刊		
件名、記事の見出し			
放送局名			
番組名		コーナー名	
放送予定日	西暦 年 月 日	放送エリア	
再放送、他局への番組販売、VODなどインターネット配信の予定	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし ※ある場合は別途申請、使用料が必要となります		

## 【順守事項】

1. 使用は今回の目的に従い1回限りとします。
2. 申し込み時の内容を無断で変更しません。
3. 使用する記事、写真などの出所(掲載紙・誌名、掲載年月日)を明示します。  
※共同通信社の配信記事・写真や寄稿原稿は、別に共同通信社、執筆者等の許可を得た上「共同通信配信」などの表記をする。
4. 使用する記事、写真などに追加・挿入、削除などの変更は加えません。
5. 切り抜きイメージで使用し、テキスト化は致しません。
6. 人物写真は肖像権をクリアするため別途、本人か相続人の許諾を事前に得ます。
7. 記事、写真などを利用した番組を収録した複製物(DVDなど)などを、山陰中央新報社読者室著作権係に送付します。
8. 利用において著作権の使用料が必要な場合、貴社の指示に従い支払います。
9. 順守事項などに違反した場合、許諾取り消しや損害賠償請求されても異議を唱えません。
10. 山陰中央新報社および山陰中央新報の紙面、記事を誹謗、中傷するような使い方や信用を損なうような使用をしません。
11. この契約に基づいて記事、情報を利用したことに関連して第三者との間に生じた紛争は、すべて申し込み者の責任とし、解決します。

## 【申し込み時の注意】

1. 申込書は使用を希望する記事、使用形態などが分かるコピー等を添え、返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封して郵送してください。
2. 申込書は郵送による受け付けを原則とします。ただし急ぎの場合はFAXで仮申請後、改めて郵送手続きをしてください。
3. 使用をお断りする場合がありますので、後日、当社から諾否の連絡をいたします。

<申し込み先> 〒690-8668 島根県松江市殿町383 山陰中央新報社 読者室著作権係  
電話 0852(32)3474 FAX0852(32)3520